分配か社会関係か

――アンダーソンの民主的平等――

保田 幸子

ドゥオーキンが資源の平等を主張して以来、当人に責任のない限り不利益を被っている人に対して補償すべきという仮定は、広く共有されている。責任基底的平等主義に対して、アンダーソンは運の平等主義であると批判し、民主的平等を主張した。しかし、先行研究の大半がアンダーソンの運の平等主義批判について論じており、その代替案である民主的平等がいかなる平等についての見解であるかに関して考察していない。本稿は、平等をめぐる論争における民主的平等の位置を明らかにすることを目的としている。まず、民主的平等は、分配項目・分配基準・分配理念に関してそれぞれいずれを支持しているかを明らかにする。次に、民主的平等の射程を特定する。従来の平等をめぐる論争の多くは分配理論であるが、民主的平等は社会関係における平等についての見解であることを指摘する。

1、はじめに

従来、平等をめぐる論争は、なぜ平等を達成 すべきかをめぐるものであった。しかし、1980 年代には「何の平等か」をめぐる論争に変容 していった。つまり、厚生・資源・機会などの うちいずれに関する平等を追求するべきかとい う論争である。J. ロールズの『正義論』(Rawls 1999=2010) 以降、資源か厚生かという対立を 中心に、分配によりどのような平等を達成する べきかという論争が進展していった。R. ドゥオ ーキン(Dworkin 2000=2002) はロールズと同 様に資源の平等を主張しつつ、さらに、どのよ うに分配するべきかという問いに、選択に伴う 責任という概念を導入した。それ以降、当該の 状況について各人の責任を問えない場合のみ、 平等が達成されるべきであるという責任基底的 平等主義の理論的洗練化が進んでいった。

こうした責任基底的平等主義に対す

る有力な批判の一つがEアンダーソン (Anderson 1999a) による運の平等主義 (Luck Egalitarianism) 批判である。アンダーソン (Anderson 1999a: 287-315) は、①自主的な 選択による不利益の取り扱い方に伴う問題点、 ②パターナリズムの問題点、③補償対象者にス ティグマを押す可能性の三点から、責任基底的 平等主義は、「各人に平等な配慮と尊重を示す」 (Anderson 1999a: 289) という平等主義の前提 を満たしていないという批判をおこなった。さ らに、こうした問題点を回避しうる理論とし て、民主的平等を提示した(Anderson 1999a: 316-337)。民主的平等の詳細については後述 するが、簡明に述べると、アンダーソン自身が 指摘した責任基底的平等主義の難点を克服し、 各人が平等な市民として存在するために必要な 潜在能力を保障する理論である。

日本における主要な先行研究としては、飯田 文雄(2006)、井上彰(井上 2002, 2004)、橋 本祐子(橋本 2010)、盛山和夫(盛山 2004)などが挙げられる。しかし、これらは、責任基底的平等主義批判として、アンダーソンの運の平等主義批判を検討しており、その代替案である民主的平等についての本格的な検討はなされていない。アンダーソンの民主的平等に関する論考としては下記二点が挙げられる。細見佳子(細見 2011)は、アンダーソンの論文「平等の要点は何か?」(Anderson 1999a)の詳細な紹介をしている。また、平井悠介(平井 2011)は、アメリカにおける 1980 年代以降の教育機会の平等をめぐる議論と熟議民主主義論およびシティズンシップ教育論の理論的な関係を明らかにする際、アンダーソンの民主的平等における教育の充分性に関する議論を取り上げている。

多くの先行研究において、アンダーソンの理 論は責任基底的平等主義批判の文脈で運の平等 主義批判が取りあげられるにとどまり、代替案 である民主的平等の検討は積極的になされて いない。例外としては、細見論文と平井論文 が挙げられる。しかし、前者は、アンダーソン の「平等の要点は何か?」に関して詳細に紹介 することが目的であるのに対して、本稿の目的 は、平等主義の土台において、アンダーソン の民主的平等がどのような平等についての見 解 (conception) なのかを明らかにすることに ある。また、後者は、アンダーソンの教育論に 焦点が絞られており、政治哲学における近年の 平等をめぐる論争において、他の見解との比較 を通じて民主的平等の特徴を明らかにするとい う本稿の目的とは異なっている。アンダーソン の民主的平等と責任基底的平等主義との対立点 を整理するだけでなく、その他の平等論との関 係を明確化することにより、民主的平等の理解 をより精緻化するならば、アンダーソンの民主 的平等と責任基底的平等主義がいかに異なった

平等に関する見解であるかが明らかになるだろ う。もっとも、こうした検討がなされなかった のは、アンダーソン論文において、平等をめぐ る論争において民主的平等はいかなる位置にあ るのかについて明確に論じられてはいないこと にも起因すると考えられる。「平等主義の要点 は何か?」において、アンダーソンは、各人に 平等な市民として機能する程度の保障の必要性 を強調するにとどまっていた。しかし、その後、 アンダーソンは、分配理念に関して〈十分性〉 の支持を表明し (Anderson 2007, 2010)、十 分性説の主要な論者と目されている。十分性説 は、平等主義・優先性説に次ぐ分配理念に関す る第三の主要な立場として認知されつつある1。 したがって、アンダーソンの平等に関する見解 を責任基底的平等主義とは異なった立場をとる 分配理論として、より分析的に検討する余地が 残っている。にもかかわらず、先行研究では、 アンダーソンの運の平等主義批判を取り上げる のみにとどまり、責任基底的平等主義の代替案 である民主的平等が平等に関する学説状況でい かなる位置にいるのかを明らかしようという試 みは未だなされていない。以上のような先行研 究の間隙を埋めるべく、本稿では、その後のア ンダーソンの論文を参照することで、平等をめ ぐる論争における民主的平等の立ち位置を明ら かにしていきたい。

本稿の目的は、社会関係における平等を主張したアンダーソンの民主的平等が、近年の平等をめぐる論争の中心にある分配理論としての平等といかに異なった平等に関する見解であるかを明らかにすることである。本稿と先行研究との違いは、主に三点ある。第一に、先行研究においては、責任基底的平等主義の論理的欠陥を指摘する一環としてアンダーソンの運の平等主義批判が紹介・検討されていたのに対して、本

稿の焦点はあくまで民主的平等に絞られる。第二に、分配項目・分配基準・分配理念の三つに関してそれぞれ何を支持しているのかを特定することを通じて、民主的平等はどのような分配理論であるかを明らかにする。その際、責任基底的平等主義と比較することで、両者の平等についての見解の違いは、責任基底的平等主義を支持するか否かのみにあるのではないことを指摘する。第三に、その上で、分配項目や分配理念に関する論争がどの程度の射程を持つ平等についての見解であるのかを考察する。そして、民主的平等の射程はそれらの論争の射程と一致するのかを明らかすることで、民主的平等の分配理論としての平等の側面と社会関係における平等の側面はどのような関係にあるのかを考察する。

本稿の構成は以下のとおりである。第二節では、 責任基底的平等主義の代替案である民主的平等は 平等のどのような捉え方であるかを、両者を対比 させることで明らかにしていく。具体的には、分 配項目・分配基準・分配理念に関して、それぞれ 民主的平等はいずれを支持しているのかを明らか にしていく。第三節では、分配項目や分配理念に 関する論争はいかなる平等について論じているの かを明確にした上で、そうした論争と民主的平等 とでは、平等の射程が異なることを指摘する。民 主的平等の分配理論としての平等は社会関係にお ける平等の一環と位置づけるべきである。第四節 では、民主的平等を社会関係における平等の理論 と位置づけた場合、民主的平等への批判は一見し たところよりも弱いことを指摘する。

2、分配項目・分配基準・分配理念

民主的平等は、責任基底的平等主義の代替案で あるので、責任に基づかない分配理論と理解でき る。しかし、具体的にはどのような特徴を持つ分配理論なのであろうか。本節では、まず、分配項目・分配基準・分配理念の三点において、民主的平等はいずれを支持しているのかを、責任基底的平等主義との比較を通じて明らかにする。上記三点による特定化を通じて、民主的平等が分配においていかなる平等を達成しようとしているのかを考察していく。その上で、分配項目・分配基準・分配理念に関する民主的平等の見解が、相互に関連していることを指摘する。第三節で、民主的平等は社会関係における平等であると論じるが、本節で明らかにする分配理論としての特徴は、社会関係における平等と分配理論としての平等との関係を細解く上での手掛かりとなる。

アンダーソンの民主的平等が平等に関するい かなる見解かを明らかにする前に、運の平等主 義批判の概要を説明する。責任基底的平等主義 の端緒はドゥオーキン(Dworkin 2000=2002) に ある。ドゥオーキンは、自らの選択の結果につ いて責任を取るべき範囲を補償の範囲外とし、 それに対して、自主的選択以外の運からの結果 は社会的補償の対象と区分けした。それ以降、 いかなる分配項目で平等を追求するかにかかわ らず、非自主的な選択の結果である不運は補償 するという前提が成立した。こうした前提を引 き継ぎつつ、自主的な選択と不運との線引きを どこに位置づけるかという争点を中心に平等主 義の論争は進行してきたとみることが可能であ る。責任基底的平等主義の論者として、ドゥオ ーキンのほかに、R. アーネソン (Arneson 1989)、 G. A. コーエン (Cohen 1989) らが挙げられるで あろう。ドゥオーキン、アーネソン、コーエン の三者は、いずれの分配項目に基づいて平等を 達成すべきか、どこまで各人に責任を問うかと いう二点をめぐって意見を異にしているが、当 人の責任の有無を根拠にして補償をおこなう形 での平等化を考えている点では一致している。

アンダーソンは、責任基底的平等主義の有力な批判者のうちの一人であり、責任基底的平等主義の代替案として民主的平等を提示している。アンダーソンは、責任基底的分配原則を採用する論者の議論を運の平等主義(Anderson 1999a: 289)と呼び、平等によっていかなる政治的目的を達成するかという観点を欠いていると批判する。アンダーソンによると、平等によって達成されるべき政治的目的とは、人種や性差といった理由による社会的抑圧を解消することである。こうした目的と照らし合わせると運の平等主義に問題点がある(Anderson 1999a: 287-315)²。その問題点は、三点にまとめることができる。

第一の問題点は、運の平等主義における自主 的な選択の結果としての不利益の扱い方である (Anderson 1999a: 295-300)。責任基底的平等 主義の特徴のひとつに、自主的な選択によら ない不利益を補償することがあげられる。この 主張を貫徹すると、自主的な選択の結果として いかなる不利益を被ろうとも補償されないとい う結果を導く可能性がある³。第二点目は、パ ターナリズムの問題である(Anderson 1999a: 300-302)。十分な判断能力を欠いた人々に運 の平等主義がどのように対処するかを考えた 場合、この問題は浮上する⁴。第三点目は、運 の平等主義がスティグマを押す可能性である (Anderson 1999a: 305-307)。先の二点の問題 が、運の平等主義における自主的な選択に伴う 問題点であったのに対して、スティグマは本人 の選択によらない不利益を被る人々に関わる問 題点である。運の平等主義は身体的・精神的障 害や才能の欠如なども自主的な選択の結果でな いため、当人に責任はなく、社会的に補償され るべきであると考える。この際、他者と平等な

存在であるという理由からではなく、他者よりも劣っているという理由で、平等主義的な分配がおこなわれる。したがって、こうした人々に対して補償をおこなうということは、彼らが劣った存在であるということを公的に認めることにつながり、補償対象者も自らが劣った存在であると自認することなしに補償を受けることができない。アンダーソンによると、このような障害者に対する補償根拠は各人を平等な配慮と尊重で扱っていないと判断される。

以上の運の平等主義の問題点を指摘した上で、アンダーソンは、社会関係という観点から民主的 平等の優位性を主張する(Anderson 1999a: 313)。 つぎに、アンダーソンの民主的平等は平等に関するいかなる見解であるのかを、分配項目・分配基準・分配理念という三点により明らかにしていきたい⁵。こうした特定化により、分配理論として 民主的平等と責任基底的平等主義がいかに異なった見解を持っているのかが明らかになる。

まず、分配項目に関して、民主的平等は潜在 能力を支持している。民主的平等の実現に際し て、アンダーソンはセンの潜在能力アプローチ にならい、各人が平等な市民として機能するた めに潜在能力が平等化されなければならないと 述べる ⁶ (Anderson 1999a: 316)。この機能は 三つに分けられる (Anderson 1999a: 317-318)。 第一に人間としての機能、第二に協同生産への 参加者としての機能、第三に民主的国家の市民 としての機能が挙げられる。人間としての機能 は、各人が生物として必要な衣食住などを得る ことを要請することに加え、思想や活動の自由 や判断能力など行為者としての基本的条件も要 請する。協同生産システムへの参加者としての 機能は、生産手段、教育、職業選択の自由、契 約の権利などを要請する。民主国家の市民とし ての機能は、言論の自由や参政権、市民社会へ

参加するための人間関係や財が要請される。

第二に、分配基準について、運の平等主義は 責任に基づいて補償の有無を決定するが、民主的 平等は各人が社会に対して何らかの貢献をしてい ることに基づいて補償がおこなわれる。たとえ ば、就労可能な成人は、生産システムに参加す ることが平等な存在としての機能を与える条件で あるとアンダーソンは述べる (Anderson 1999a: 321-326)。なぜなら、労働に従事することで、人々 は協同生産における経済活動をしているとみなさ れるからである。協同生産において、人々が特定 の役割を果たした結果である生産力は、自身の努 力だけではなく、役割分業におけるほかの人々の 役割にも左右される。したがって、低賃金者に対 しての補償の有無を決定する際には、運の平等主 義のように彼らの選択の結果であるのか、それと も高賃金の仕事につく才能がないのかという非自 主的選択の結果なのかといった判断はせず、当人 が果たしている役割に着目する。

こうした民主的平等では、市民社会の中で 平等な存在となるための諸条件の確保を主目 的としているため、生得的な不運を是正する ことそれ自体は平等化の対象ではないと考える (Anderson 1999a: 321-326)。この点が、選択 による不運と自然の不運とを区別し、各人の責 任をどの程度問うのが妥当であるのかを最大の 論点としてきた責任基底的平等主義との大きな 違いである。民主的平等は、不運を放置するこ とを容認するわけではないが、生得的な不運で あるということのみで補償を要求することはで きない。身体的・知的障害にかかわらず、リベ ラルな民主国家において、すべての市民は自由 で平等な存在となる条件のための権利を有して いる。さらに、自由で平等な存在となる条件と は、各人の嗜好に依存するのではなく、各人の 状況に依存する。たとえば、足が不自由であり かつ、シャンパン愛好者 A が車椅子を受ける代わりに、シャンパンを飲酒するための物質的・金銭的補償を望んだ場合を考えてみる。責任基底的平等主義では、シャンパンという高価な嗜好を A の自主的な選択と解釈するかどうかで、 A の望みが社会的に認められるかが決まる。 それに対して、民主的平等は、シャンパンを好むことが自主的選択の結果であるか非自主的な選択の結果であるかに関わらず、そうした補償は認められない。なぜなら、民主的平等は客観的尺度により分配項目は分配されるべきであると考えるからである (Anderson 2010b: 84-87)。

分配項目に関して厚生を支持する論者は、各人 の選好がどれほど充足しているかを重要視するた め、主観的尺度を採用する。それに対して、資源 や潜在能力を支持する論者は客観的尺度を採用す る。両者の違いは、各人の資質や選好に伴う差異 やそうした差異と相互作用する社会的環境に対し て、どれほど敏感な (sensitive) 分配を志向してい るかにある。分配項目に関して資源を支持した場 合、そうした差異や社会的環境との相互作用を全 く無視するわけではないが⁷、各人の内的差異と社 会的環境とを区別した上で分配をおこなう。しか し、潜在能力の支持者は、両者の相互作用を考慮 した上で分配すべきと考える。このように、民主 的平等は、当人の主観的基準により補償の有無を 決定するのではなく、自由で平等な存在となる条 件という客観的基準により補償の有無を決定する。

第三に、民主的平等は、分配理念に関しては〈十分性〉を支持している⁸。 先述したように、近年の平等をめぐる論争における大きな論点として、いずれの分配項目に基づいて平等を追求すべきか、というものがある。同様に重要な論点として、分配理念として〈平等〉は妥当なのかというものがある⁹。 D. パーフィットが「平等か優先性か」(Parfit 2000)において、格差を縮小することは、

暮らし向きがより悪い人に優先的に利益を与える こととは別個であるという論点を提出して以来、 分配理念としての〈平等〉は論争的概念となった。 さらに、こうした学問的状況を背景に、〈平等〉・ 〈優先性〉に加え、〈十分性〉が分配に関する第三 の理念として注目を集めるようになった。平等を めぐる論争を分配項目と分配理念という行列とし て整理するならば、民主的平等は分配項目に関し ては潜在能力、分配理念に関しては〈十分性〉を 支持する平等についての見方と位置づけることが 可能である。まとめたものが表一である。アーネ ソンに関しては、優先性説としての平等について の見解を記載してある。また、分配項目に関して、 厚生と資源に関しては、それぞれの対象だけでは なく対象への機会も含めている。ドゥオーキンは 資源への機会の平等に関する議論はおこなってい ないが、理論的には、資源の平等と資源への機会 の平等は区別されうる 10。また、潜在能力は、対 象と機会を含めた概念である。

十分性説とは、H. フランクファート (Frankfurt 1987)が初めて明確に主張した分配理論である。フランクファートの主眼は、経済的平等主義に対する批判に置かれている。そのため、十分性説に関しては、分配において道徳的に重要なのは、皆が同一量持っているということではなく、各人が十分に持っているということであると述べる程度にとどまっている。十分性説はポジティブ・テーゼとネガティブ・テーゼで構成される分配理論である (Casal 2007: 297-303)。ポジティブ・テーゼとは「皆が十分に持っている

ことの保障」を、ネガティブ・テーゼとは「付加的な再分配の否定」を指す。

民主的平等は、以下の三点の特徴を持ってい る (Anderson 1999a: 318-319)。第一に、民主 的平等は、それぞれの機能が実際に十分なレベ ルに達することではなく、十分なレベルへのア クセスを保障する。したがって、各人には民主 的平等が要請するより低いレベルを選択する自 由がある。第二に、民主的平等は、同じレベル の機能へのアクセスを保障するのではなく、社 会において、人々が平等となるのに十分なレベ ルを保障する。第三に、民主的平等は、平等な 存在であるための機能へのアクセスを一生保障 することを要請する。当然ながら、責任基底的 平等主義は、分配理念としては〈平等〉を支持 している 11。したがって、運の平等主義批判は、 分配理念としての〈平等〉への批判であると解 釈することも可能である。

また、分配項目に関しては潜在能力、分配基準に関しては貢献、分配理念に関しては〈十分性〉を支持するという民主的平等の特徴は、それぞれ密接に関連している。まず、分配項目と補償根拠としての責任概念について述べる。責任基底的平等主義において、各論者はどの程度まで個人の責任の範囲に含めるかについて見解を異にしているが、これは、いずれの分配項目を支持するかについて各論者で見解が異なっていることに起因する。つまり、分配項目に関して資源を支持しているならば各人の選好に起因する不利益は平等化の対象外となり、厚生を支持し

表一

理念項目	厚生	資源	潜在能力
平等	功利主義	ドゥオーキン	_
優先性	アーネソン	_	
十分性		- 1	アンダーソン

ているならばそうした不利益を含めた上での平 等化が図られる12。アンダーソンの民主的平等 が責任基底的分配原則を採用しないことも、分 配項目として潜在能力を支持していることに起 因する。センによると、たとえ同一量の資源を 各人が持っていたとしても、資源の特性はそれ ぞれの環境に依存し、各人の持つ特性が異なっ ているため、「機能 (functioning)」が異なるた め不平等は残る。ここでいう「機能」とは、資 源の特性が各人の特徴により発揮された状態を さし、こうした「機能」の組み合わせが潜在能 力である。先に述べたように、アンダーソンの 見解に従うならば、潜在能力アプローチの利点 は、各人の内的差異と社会的環境の相互作用に 敏感な分配をおこなう点にある。それに対して、 責任基底的平等主義は、各人の内的差異と社会 的環境の区別を前提とした上で、いずれの分配 項目を支持するかで個人の責任の範囲が異なっ てくる。例えば、分配項目として資源を支持し ている場合、社会が提供する標準化された資源 のパッケージ (Anderson 2010b: 87) が想定さ れており、当人に帰責できない理由により劣位 にいると判断された人は金銭等による追加的補 償がおこなわれる。民主的平等は、こうした社 会が提供する標準的なパッケージを想定しない。 なぜなら、各人の内的差異と社会的環境の相互 作用に敏感な分配であるため、社会により提供 されるべき財は各人により異なるからである。 以上から分かるように、分配の基準は、各人が 自由で平等な存在としての様々な機能を十分に 持っているかどうかに置かれる。そのため、責 任基底的平等主義で分配の基準として大きな役 割を担っていた責任概念は、民主的平等におい ては分配基準として採用されない。

また、各人に対して、自由で平等な市民とし ての機能は一定水準以上であるよう保障される べきものでる。例えば、一日に必要な摂取カロリーを大きく下回るような貧困状態にある人は、 民主的平等に従うならば、第一の人間としての機能が十分に与えられていないため、社会的保障の対象となるが、毎日晩酌としてビールを飲んでいる人と毎晩シャンパンを飲んでいる人との格差については問題視されない。したがって、民主的平等は、分配理念に関しては〈平等〉ではなく〈十分性〉を支持する。〈十分性〉への支持と責任概念については、アンダーソンの民主的平等および十分性説への批判的見解とともに後述する。ここでは、十分性説が、皆が十分に持っていること保証する分配理論であるので、責任の有無にかかわらず閾値以上であることは保証される点を指摘するにとどめておく。

本節では、民主的平等は、分配項目に関しては 潜在能力、分配基準に関しては貢献、分配理念 に関しては〈十分性〉を支持する平等について の見解であることが分かった。これにより、平 等をめぐる二大論争である分配項目と分配理念 について、民主的平等が他の平等についての見 解といかなる点で見解を異にしているのかが明 確になった。次に、こうした平等をめぐる論争は、 いかなる射程を持つ平等についての見解である かを特定し、社会関係における平等についての 見解である民主的平等が分配理論としての平等 とは異なった射程を持つことを指摘したい。

3、社会関係における平等としての民主的平等

第二節では、近年の平等をめぐる論争における民主的平等の立場を明らかにした。本節では、こうした平等をめぐる論争がどの程度の射程を持つ平等に関する議論であるのかを明らかにした上で、民主的平等の射程との相違点を論じていく。具体的には、平等をめぐる論争が、分配

を通じでどのような平等を達成すべきかを論じているのに対して、民主的平等は、分配理論としての平等に関する議論に加え、社会関係における平等も視野に含んでいることを指摘する。

分配項目や分配理念に関する近年の平等をめぐ る論争は、再分配をどのようにすべきかに関する 論争であると言える。まず、一定の社会的条件の 下で同一量の初期分配を持つ各人が、自由に選択 をおこないさまざまな活動をする。その結果、首 尾よく人生を進められる人とそうでない人がでる ため、不平等が生じる。こうした人々の活動の結 果としての不平等を分配によりどのように解消す べきかをめぐって、近年の平等論は進展してきた と言える。分配項目に関する論争は、是正される べき不平等を特定する際に各人の状態をどのよう な尺度で測るべきか、または是正する際にいかな る方法で補償をするのかに関して、厚生・資源・ 機会等のうちいずれが適当であるかを論じてい る。また、分配理念に関する議論は、そうした不 平等を解消すべきか、それとも暮らし向きの悪い 人の状況を改善すべきか、という論争である。〈平 等〉を分配理念とする分配理論は、初期分配後の 人々の活動により生じた格差を縮小すべきと考え る。〈優先性〉の場合は、そうした格差を縮小す るのではなく、劣位にいる人に対して優先的に利 益を与えるべきと主張している。〈十分性〉の場 合はどうだろうか。十分性説も、閾値を上回る人 や下回る人が生じるような初期分配とそれを元手 にした人びとの活動が前提されている。それらの 過程の結果、各人の生活水準にばらつきが生じる。 こうした状況に対して、十分性説は、皆が閾値以 上であることを保障すべきであると主張している と言える。

また、責任基底的平等主義も、再分配段階において、いかに平等を達成するかについての議論である。責任基底的平等主義は、各人の責任の有無

を根拠に補償をおこなうことで平等を達成しよう とするが、この際の補償とは再分配のことである。 各人は自身の人生設計に基づいて様々な活動をお こなった結果、格差が生じる。そこで再分配をお こなうが、誰に対して補償をするかを決めなけれ ばならない。例えば、資源を分配項目とした責任 を基準とした補償を考えてみる。Aは農業に従事 することを選んだものの天候不良により非常に低 い生活水準を余儀なくされている。Bはギャンブ ルによりAと同程度に低い生活水準である。また、 Cは宗教上の理由により、資産の大部分を寄付し、 A や B と同程度の生活水準で暮らしている。こう した場合、責任基底的平等主義は、たとえ A・B・ Cが同程度の生活水準であっても一律に補償する のではなく、そうした状況が本人の選択によるも のか否かで補償をおこなうかが判断されるので、 補償対象はAのみとなる。

アンダーソンの民主的平等は、分配項目につい ては潜在能力、分配理念については〈十分性〉の 立場をとっている。この二つの特徴は、あくまで 分配理論に関する特徴である (Anderson 2010b: 81-83)。また、民主的平等は責任基底的平等主義 の代替案として提案されているので、責任基底的 平等主義と同じ射程を持つはずである。これら二 点により、民主的平等は再分配段階の理論である と言える。しかし、民主的平等は、分配理論以外 の側面を持つ。アンダーソンは、民主的平等の実 現に際して平等化すべき三つの機能として挙げら れるリストの中に、分配の対象とするには適さな いものも含めている。例えば、市民社会へ参加す るための人間関係は分配の対象としては不適切で ある。また、契約の権利・言論の自由・思想や活 動の自由は分配によって達成される平等というよ りむしろ法の下での平等である。アンダーソンが 挙げるこれらの機能は、分配理論としての平等で 論じる項目ではなく、こうした議論の前提とされ

ている諸条件の一部、もしくは別個の論点として 論じられるべき事柄である。また、アンダーソン は、運の平等主義は平等を分配のパターンとして 捉えるのに対し、民主的平等は、分配のパターン に無関心なわけではないが、分配のパターンは社 会関係を構成する一要素と考えている(Anderson 1999a: 313-314)。以上により、民主的平等は、 各人が自由で平等な存在として振る舞うための制 度的・社会的平等の要求を含む平等についての見 解と言える ¹³。したがって、民主的平等の射程は、 責任基底的平等主義の射程を超えていると考えら れる。

では、アンダーソンの平等についての見解にお いて、分配理論としての平等と社会関係の理論と しての平等はどのような関係にあるのだろうか。 第二節で述べたように、アンダーソンは、各人が 一定水準以上の自由で平等な市民としての機能を 持つことで平等を達成しようとしている。また、 そうした水準を上回るように、各人には社会によ りそれぞれの特質や社会環境に適した形で財が提 供される。責任基底的平等主義は、個人の責任を 基準とし、有責でないと判断された劣位にいる人 に補償がおこなわれる。責任概念により分配によ る社会関係への影響(モラルハザードの抑制など) が考慮されているものの、主眼は個人に置かれ、 有責でない場合に限り追加的補償の対象となる。 このように個人モデルによる補償で平等を達成し ようとする責任基底的平等主義に対して、民主的 平等は、あくまで社会関係において自由で平等な 存在としての諸々の条件を保障することを重視す る。民主的平等において、分配で達成される平等 は自由で平等な存在としての客観的閾値を満たす ための必要条件である。社会関係における平等を 構成する一要素として、分配理論としての平等が 位置づけられている。分配理論として平等が社会 関係における平等の構成要素であることは、第二

節でみた分配理論としての特徴を通じてより理解できる。

では、分配項目・分配理念に関する民主的平 等の見解と社会関係における平等の関係を考え ていきたい。まず、潜在能力に関して、アンダ ーソンが、潜在能力の平等を追求する理由は次 のように説明できる。潜在能力アプローチの利 点は、資源やその他の分割可能な財の分配以外 の問題に関する不正義について分析できる点に ある (Anderson 1999a: 319, 2010b: 89-91)。あ る特定の属性を持つ人びとがスティグマを押さ れている場合、彼らは社会の中で平等な存在と して振る舞うことが困難となる。このような社 会関係において劣位にいる人は、例えば、資源 をより多く得たところで、平等な存在としての 地位を回復できない可能性がある。つまり、分 配項目に関して資源を支持した場合、社会関係 の平等化は失敗する14。それに対して、資源を 機能に変える各人の能力が非制度的な社会的抑 圧より損なわれるという問題を、潜在能力アプ ローチは解消できる。したがって、スティグマ を押されているような場合であっても、社会関 係における不平等を認識し、非資源主義的な改 善策を示唆することができる (Anderson2010b: 90)。民主的平等において、財の多寡は問題では なく、各人に対して、社会関係において自由で 平等な存在であることを民主的平等は保障して いるため、潜在能力アプローチが採用される。

次に、〈十分性〉に関しては、各人が平等な存在であるのに必要な水準を上回る程度に社会関係における不平等が解消されることが要請されている ¹⁵。例えば、人種差別により社会関係において劣位にいる人々がいる。こうした状況の改善策として、優位にいる人々の改悪(例えば悪評を流すなど)は適切ではない。そうした差別が解消されるような改善策が求められる。潜在能力と同様に

〈十分性〉も分配理論についての特徴である。し かし、民主的平等では、単に閾値を超えていると いうのみで〈十分性〉が確保されているとは考え ない。投票権を例に見ていこう。投票権を分配可 能な財と仮定した場合、閾値を一票に設定すると、 ある人は一票の投票権を持つが別の人は二票の投 票権を持つという状況を許すこととなる。したが って、〈十分性〉を確保するのみでは、政治権力 における格差を放置してしまう。アンダーソンの 民主的平等では、社会における自由で平等な存在 という要件により〈十分性〉の閾値が設定されて いる。そのため、一定水準以上の格差に無関心な 十分性説とは異なり、対象となる機能により格差 の縮小が要求される場合もある。潜在能力や〈十 分性〉は、本来は分配についての見解であるが、 分配理論としての平等と社会関係における平等 は、相互に独立しているのではなく、前者は後者 を構成する一要素と言える。そのため、アンダー ソンの民主的平等では、潜在能力や〈十分性〉と いった分配理論の特徴は、社会関係における改善 策の指標として用いられていると考えられる。

最後に、社会関係における平等として民主的 平等を捉えた場合、運の平等主義はどのような意 義を持つのかを考えたい。分配理論としての平等 と社会関係における平等とを区別することで、アンダーソンの運の平等主義批判の要点は、責任基底的平等主義の分配基準や分配理念に対する批判 にあるのではないことが分かる。先に述べたように、責任基底的平等主義はドゥオーキンの資源の平等に端を発している。責任基底的分配原則は、ドゥオーキンの平等についての見解の一部でしかない。よく知られているように、ドゥオーキンは、無人島におけるオークションと仮想的保険市場により資源の平等を主張した(Dworkin 2000:66-71)。この際、責任基底的分配原則は仮想的保険市場で適用される。無人島におけるオークショ

ンが上首尾に進めば、羨望テストをクリアする。 しかし、こうした基準を満たしても、運・不運に より、自らの人生設計を首尾よく進められる人と そうでない人が出てくる。こうした問題に対処す るために、ドゥオーキンは仮想的保険市場のアイ ディアを導入することによって、自然の運を選択 による運と読み替えられるのだとする。このよう に、無人島におけるオークションと仮説的保険市 場により、平等の基準はどうあるべきかが論じら れている。資源の平等とはあくまで平等の基準に 関する見解であり、再分配段階の平等に特化した 理論ではない。ドゥオーキンの平等に関する見解 は、分配による平等論であるが、再分配で達成さ れるべき平等には限定されていない。むしろ、同 等の購買力をもつ個人がオークションを通じての 達成する無羨望性や、自然の運による不利益を理 論装置により是正しようという試みを考慮に入れ ると、衡平性が確保された状態としての初期分配 を出発点とし、その後の各人の活動で生じる不平 等を是正するようなメカニズムを含んだ平等につ いての見解と理解できる 16。

正さした平等についての見解の一部である責任 基底的分配原則が理論的に洗練されるにつれ、再 分配段階における平等に関する一見解へ変容していった。これが責任基底的平等主義であると考えられる。こうした責任基底的平等主義に対するアンダーソンの批判は、社会関係という視点が欠如している点に向けられている。具体的には二つに区分できる。第一に、財とそれを享受する各人との関係が責任基底的平等主義では欠けていると批判し、潜在能力アプローチが採用される。第二に、各人と彼らを取り巻く環境との関係が欠けていると批判し、責任に基づいた分配ではなく〈十分性〉の確保が要求される。アンダーソンの理論は、平等についての見解を再分配段階に断片化することを批判し、より包括的な見解を企図していると言 える。

民主的平等と責任基底的平等主義は、分配項目・分配基準・分配理念に関して、見解を異にしているが、両者は共に近年の平等をめぐる論争に位置づけられる。こうした論争は、分配理論としての平等についての論争である。民主的平等は、分配理論としての平等という側面を持つが、各人を取り巻く社会関係や制度を含めたより包括的な平等についての見解である。次節では、民主的平等を社会関係における平等についての見解と位置づけることで、民主的平等に対する批判が一見したところよりも弱いことを指摘したい。

4、民主的平等への批判

アンダーソンの民主的平等には二つの側面が あることが分かった。第一に、分配理論として の側面である。民主的平等は、分配項目に関し ては潜在能力、分配基準に関しては貢献、分配 理念について〈十分性〉を支持しており、こう した区分により、近年の平等をめぐる論争上に 民主的平等を位置づけることが可能となる。第 二に、社会関係における平等という側面がある。 第二の側面では、分配理論に特化しつつある近 年の平等論において見過ごされがちな射程を含 んだ議論を展開している。アンダーソンの民主 的平等において、分配理論としての平等は社会 関係における平等の一環である。分配理論とし ての三つの特徴も、社会関係における平等によ り要請されている。こうしたアンダーソンの民 主的平等に対して、運の平等主義側からの反論 もみられる。しかし、こうした批判は、民主的 平等の第一の側面しかとらえておらず、一見し たところよりも弱い。

アーネソンはアンダーソンの批判に理解を示 しながらも、民主的平等は、人間関係の平等 化をはかるための重要な視点を欠いていると指摘する ¹⁷。彼が依って立つのは優先性説である (Arneson 2000: 434)。先に述べたように、パーフィット (Parfit 2000) は、平等主義は一見平等の達成を主張しているが、ある人が置かれた状況が悪いほど、その人に利益を与えることは重要な意味を持つことを主張していると指摘した。こうしたパーフィットの指摘にアーネソン (Arneson 2000) は同意を示し、自らの議論を「責任対応型優先性説(Responsibility-Catering Prioritarianism)」と名づけ、アンダーソンの民主的平等より市民に対して十分な補償を提供できると述べる。

アーネソンの十分性説およびアンダーソンの 民主的平等に対する批判は二点にまとめるこ とができる。第一に、閾値に関する問題が挙げ られる。アンダーソンの民主的平等は、全て の市民が平等に市民としての機能充足を確保す ることが目指される。しかし、閾値の設定によ りそれぞれ問題が生じる。まず、閾値が低い場 合を考えてみよう。アーネソンは、民主的平等 の確保することは必ずしも手厚い補償とならな いことを指摘する (Arneson 2000: 347)。 例え ば、民主的平等が確保しなければならない水準 が最低限のものであった場合、その水準をかろ うじて上回る程度の人は、より上の人々との格 差の是正を要求することができない¹⁸。また、 閾値が高く設定されている場合、是正すべき不 平等を放置する可能性は低くなるものの、優先 順位をどのようにつけるかという問題がでてく る (Arneson 2000: 347-348)。例えば、どれほ ど資源を投入しても閾値を上回ることが不可能 な場合や非常に莫大なコストを払わなければ閾 値を上回ることができないような場合、アンダ ーソンの民主的平等は指針を示すことができな い。個人に閾値以上の水準を保障することがす

べてを考慮に入れて道徳的に重要であるかどうかは費用便益計算によって決定されなければならないが、民主的平等は本来論じるべきトレード・オフについて全く言及していない(Arneson 2005: 25-26)。

第二に、モラル・ハザードを招く可能性が挙 げられる。アーネソンは、十分性説およびア ンダーソンの民主的平等への批判として、責 任概念の欠如を挙げている (Arneson 2000: 348-349)。民主的平等は、各人が閾値を上回る 水準を維持することを保障している。したがっ て、たとえ、どんなに無責任な行動をとり幾度 となく閾値を下回る個人であっても、当該の個 人が閾値以上の水準を維持できるように社会的 資源が与えられる。アーネソンは、これを社会 のほかのメンバーから不公正に資源を費やして いると批判し、責任対応型優先性説の優位性を 主張する (Arneson 2000: 349)。アンダーソン の民主的平等における責任概念の欠如は、閾値 の水準が高ければ高いほど問題になるものと考 えられる。

アンダーソンの民主的平等に対する上記二点の批判は、民主的平等を分配理論としての平等と位置づけた場合のみ該当する。本稿は、民主的平等を社会関係における平等と位置づけ、分配理論としての側面もこうした文脈で理解すべきであると考える。こうした理解の下では、先に述べた二点の批判は、さほど致命的ではない。まず、閾値に関する批判について考えてみよう。閾値が非常に低水準であることに伴う懸念に関して、アンダーソンの民主的平等を単なる分配理論と考えた場合には当てはまる可能性がある。アンダーソンの民主的平等において、閾値は客観的に設定されているが、客観的閾値の水準が著しく低く設定される場合として以下のようなケースが考えられる。暮らし向きの悪い人々の

不満を抑え、社会的安定性を維持するために人々 に一定以上の生活水準を保証する場合、閾値は 低水準となる。例えば、ビスマルク型社会保険 は社会的有用性に基づいて閾値が設定されてい る。こうした社会では、閾値は社会の安定のた めの道具的役割を果たしているに過ぎない。閾 値以下で生活する人々の暮らし向きをよくすべ き理由は、暮らし向きの悪い人々を放置すると、 彼らが不満を抱き、社会の安定性に対する脅威 となりうるからだと説明する。この見解におい て、想定されている閾値の水準は、社会的安定 性が担保されるのに足りる程度に設定され、し たがってかなり低水準であると考えられる。こ のケースでは、当然、是正すべき不平等を放置 するとの謗りを免れない。しかし、アンダーソ ンの民主的平等における閾値は、社会関係にお いて各人が自由で平等な存在でありうるような 水準と想定されている。そのため、劣位にいる 人が社会関係において苦境に立たされない程度 に高水準の閾値が想定されるはずである。

閾値が高水準である場合の批判に関してはど うだろうか。民主的平等において、閾値は客観 的水準である。どのように設定するかについて アンダーソンは具体的な言及をしていない。一 つの設定方法として、閾値を決める方法として は、中央値を基準として設定するなどの方法が あるだろう¹⁹。この場合、当然ながら高水準に 設定される可能性は非常に低い。客観的な道徳 的判断を下すような理論装置を設定するという 方法もある。例えば、R. クリスプ(Crisp 2003)は、 公平な観察者による十分性説を主張している。 この場合も、過度に高水準の閾値が設定される 可能性は非常に低い。また、当然ながら、民主 的平等の実践段階においては、財源との折り合 いをつけなければならない。そのため、より実 践的な段階においては、過度に高水準の閾値は

是正されるはずである。

次に、責任概念の欠如について考えてみる。 社会関係における平等では、そもそも各人の責 任の及ぶ範囲外における諸々の平等化も要請し ている。責任基底的平等主義とは異なり、民主 的平等は分配により達成される平等に限定され ない。そのため、責任という分配基準を社会関 係における平等に適用するのは妥当ではない。 しかし、民主的平等を分配理論としての平等に 限定した場合、こうした批判は当てはまるだろ う。民主的平等は分配理念については〈十分性〉 を支持しており、十分性説は、各人に閾値以上 の生活を保証する分配理論であるので、責任基 底的分配原則と対立する。しかし、民主的平等 にとっては、責任を分配基準とする論者が批判 するほど、大きな問題にはならない。責任概念 の欠如という批判は、社会関係における平等に ついての構想の分配理論に関する見解にのみ当 てはまる批判である。アンダーソンは、分配基 準としての責任を批判しているのであり、民主 的平等に責任概念を導入することを一切否定し ているわけではない。アンダーソンの運の平等 主義批判では、厳格な責任基底的分配原則が平 等な存在としての社会関係を損なうことの問題 点が指摘された。たとえ責任基底的分配原則を 採用しなくても、分配以外で責任を問うことで モラル・ハザードを抑制することはできる。社 会関係における平等の理念を損なわない範囲で、 責任概念を取り入れることは理論的には可能と 言える。

5、おわりに

本稿の目的は、責任基底的平等主義の代替案 としてアンダーソンが提唱した民主的平等が平 等をめぐる論争において、いかなる位置にある のかを明らかにすることであった。近年の平等をめぐる論争は、そのほとんどが分配理論である。こうした論争において、アンダーソンの民主的平等は、分配理論としては、分配項目に関しては潜在能力、分配基準に関しては貢献、分配理念について〈十分性〉を支持している。つまり、責任基底的平等主義と民主的平等は、分配基準において見解を異にしているだけではなく、分配項目や分配理念に関しても異なった平等についての見解であることが分かった。

また、それぞれの平等についての見解はどの 程度の射程を持つのかを明らかにすることで、 民主的平等は、社会関係に関する理論であるこ とが分かった。したがって、アンダーソンの運 の平等主義批判は、単に責任基底的平等主義の 平等な分配についての見解を批判しているので はなく、平等を分配理論に断片化していること に対する批判と理解すべきである。

注

「十分性説を初めて主張したのはフランクファートで ある (Frankfurt 1987)。公平な観察者による十分性説 を唱えた論文としてクリスプ (Crisp 2003)、「閾値以 上での付加的な再分配の否定」というネガティブ・テ ーゼと「皆が十分に持っていることを保障する」と いうポジティブ・テーゼという二つのテーゼにより 十分性説の概念的分析を洗練させた P. カサル (Casal 2007) などが、十分性説の主要な論者として挙げら れる。また、日本語による紹介としては、森村進(森 村 2007) が非平等主義的分配理論としてフランクフ アートと十分性説を世代間衡平の文脈で検討した J. シルヴェスター (Silerstre 2007) を紹介した。橋本祐 子(橋本 2010)は、ソーシャル・ミニマムを保障す る福祉国家への有力な基礎付け理論としてフランク ファートの十分性説を取り上げている。また、橋本は 「十分性説」ではなく「充足性説」という訳語を用い ている。

² 運の平等主義が各人に過酷な人生を強いる可能性を 指摘する文脈で、アンダーソンはいくつか具体例を出 しているが、これに対し、A. ブラウン (Brown 2005) は、 穏健な運の平等主義者であれば、アンダーソンの主張 に同意するだろうと論じている。

3 このような例として、アンダーソンは、保険に加入していない人が交通事故にあった場合に治療してもらえない、自らの選択で危険を伴う職種についた人は補償の対象から外れる、育児中の女性が生活を男性賃金労働者に依存することで生じる不正義は救済の対象外となる、などを挙げている。こうした不運に対して、ドウオーキンの資源の平等では、事前に保険加入をおこなうという処方箋が示されている。しかし、日々の生活に困窮している人が、よりいっそう生活を切り詰め保険に加入することは必ずしも合理的な選択であるとは言えないであろう。しかし、責任基底的分配原則を適用すると、生活困窮者が自身で保険非加入を選択したため、彼らに対する社会的補償はおこなわれないという結論が導かれる。

⁴ 例えば、アーネソンは責任ある主体となるためには、 先を見越しどのような行為を選択するのかを判断で きる能力や意思の強さが必要であるが、こうした能力 は遺伝や環境など当人に帰責できない要因に左右さ れると述べる。したがって、責任ある主体でないこと への責任を各人に問えない場合がある。それに対して、 アンダーソンは、このような政策は全体主義的な社会 を導く可能性があり、各人に対して平等な配慮と尊重 を示すにはほど遠いと指摘する。

⁵アンダーソン自身による分配理論の特徴づけと本稿における特徴づけは異なっている。アンダーソンは、分配的正義の理論は測定基準 (metric) とルールの二点により特徴づけられると考えている。この区分に従うと、分配項目は測定基準、分配理念はルールに位置づけられる (Anderson 2010 bt 81-4)。

1982.1985.1995) を参照。

⁷ ドゥオーキンの資源の平等 (Dworkin 2000: 66-71) を参照。

*(Anderson 2007) を参照。また、アーネソンは、M. ヌスバウムとともにアンダーソンを十分性説の主要な論者と見なしている (Arneson 2005: 23)。

⁹こうした学問的状況を鑑み、A. ウイリアムズと M. クレイトンは政治哲学における平等をめぐる論 争は分配項目をめぐるのと分配理念をめぐるものに 大別できると述べている (Williams and Clayton 2000: 1-15).

¹⁰ 対象と対象への機会の区別に関しては (Arneson 1989) を参照。

11後述するが、その後、アーネソンは優先性説を支持している。(Arneson 2000)を参照。

12 ドゥオーキンが厚生の平等を退けた上で資源の平等を主張したのに対して、アーネソン(Arneson 1989)は、厚生の平等に欠陥があることとは資源の平等を支持するべきことを必ずしも意味しないと述べ、厚生の平等の問題点を修正した厚生への機会の平等を提示した。厚生の機会の平等においては、機会を自身の選択で失った場合は社会的な補償の対象にはならないが、自身の選択に起因しない場合は補償対象となる。

¹³ 社会関係における平等に関して、アメリカ社会における人種的統合に焦点を絞った論考として(Anderson 2010a)が挙げられる。

14 ロールズにおいて自尊心の社会的基礎の概念は基本財に含まれるが、アンダーソンによるとこの位置づけは間違いである (Anderson 2010b: 90)。

15 〈十分性〉の理念に基づいて社会関係の平等化を目指すアンダーソンの見解は、社会関係における平等化は、過度な〈平等〉の追求に繋がると批判したフランクファートの見解と対照的である。

16 あくまで、理論的段階における平等についての見解 についてである。より実践的な段階での平等について は、再分配における平等を論じている。

⁶センの潜在能力アプローチの詳細に関しては、(Sen

17 運の平等主義が財や資源をいかに平等に分配するかということにのみ関心を払い、人間関係における不平等の解消に関心を払わなかったとの指摘や、各人の選択に伴う責任を追及することで、補償対象者にスティグマを押したりパターナリズムに陥る可能性について、アーネソンはアンダーソンに理解を示している(Ameson 2000: 342-343)。

18 こうしたアーネソンの批判を継承し、飯田は「今日、 平等化政策に求められている最低限の必要だけを満 たす反面で、かかる最低ラインを超えた平等化と いう、より今日的な問いには一切答えていない」 と批判する(飯田 2006: 33)。

¹⁹シルヴェスター(Silerstre 2007)はこの立場にあたる。

文献

———— 2000, "Luck Egalitarianism and Prioritarianism," *Ethics*, 110: 339-349.

Brown, A., 2005, "Luck Egalitarianism and Democratic Equality," Ethical Perspectives, 12: 293-339.

Brighouse, H., and A. Swift, 2006, "Equality, Priority and Positional Goods," Ethics, 116: 471-497.

Casal, P., 2007, "Why Sufficiency is Not Enough," Ethics, 117: 296-326.

Cohen, G. A., 1989 "The Currency of Egalitarian Justice," Ethics, 99: 904-944.

Crisp, R., 2003, "Equality, Priority, and Compassion," Ethics, 113: 745-63.

Dworkin, R., 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, Mass.: Harvard. University Press. (=2002, 小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳、『平等とは何か』、木鐸社.)

Frankfurt, H., 1987, "Equality as a Moral Ideal," Ethics, 98: 21-43.

橋本祐子, 2010, 『リバタリアニズムと最小福祉国家―制度的ミニマリズムをめざして』勁草書房.

平井悠介, 2011,「「熟議民主主義」は何をもたらすのか――多様性と統合の綱引き」宮寺晃夫編『教育機会の平等』岩波書店.

細見佳子, 2011,「民主的平等論の可能性—E.アンダーソンの「平等論の論点は何か」—」『九大法学』103:119-141. 飯田文雄, 2006,「運命と平等—現代規範的平等論の一断面—」『年報政治学 2006-I「平等と政治」』木鐸社. 井上彰, 2002,「平等主義と責任—資源平等論から制度的平等論へ」松原隆一郎・佐伯啓思編『「新しい市場社会」の構想—信頼と公正の経済社会像』新世社.

森村進,2007,「分配的平等主義の批判」、『一橋法学』6(2):605-632.

- Parfit, D., 2000, "Equality and Priority," A. Williams, and M. Clayton, (eds), *The Ideal of Equality*, Palgrave Macmillan. Rawls, J.,1999, *A Theory of Justice, Revised Edition*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.(=2010 川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論』、紀伊國屋書店.)
- 盛山和夫,2004,「福祉にとっての平等理論――責任 平等主義批判」塩野谷祐一・後藤玲子・鈴村興太郎編『福祉の公共哲学』,東京大学出版会.
- Sen, A., 1982, "Equality of What?," *Choice, Wefare and Measurement*, Basil Blackwell. (=1989, 大庭健・川本隆史訳、「何の平等か?」、『合理的な愚か者』、勁草書房.)
- Silerstre, J., 2007, "Intergenerational equity and human," in J. Roemer and K. Suzumura (eds), *Intergenerational Equity and Sustainability*, Palgrave Macmillan.
- Williams, A., and M. Clayton, 2000, "Some Questions for Egalitarians," in A. Williams, and M. Clayton, (eds), *The Ideal of Equality*, Palgrave Macmillan.

(やすだ さちこ、東京工業大学社会理工学研究科博士課程後期、ysdschk@gmail.com) (査読者 瀧川裕貴、土屋敦)

Distributions or Social Relationships Anderson on Equality

YASUDA, Sachiko

Since Ronald Dworkin addressed the theory of equality of resource, many authors have shared the supposition that the disadvantaged should be compensated only if their situation cannot be reasonably attributed to their responsibilities. Elizabeth Anderson argues that such a responsibility-based approach to the ideal of equality is objectionable and proposes the theory of democratic equality as an alternative. Despite the significance of her theory, few efforts have been made to scrutinize it.

To plug such a gap in the literature, this paper analyzes Anderson's view. To begin with, I explore what is the term of redistribution, what is the criterion of redistribution, and what is the ideal of redistribution. Next, I identify differences between the argument of democratic equality and responsibility-based view. This paper concludes by suggesting that democratic equality is both the theory of redistribution and the theory of social relationship.